

児童扶養手当システム標準化有識者検討会
(第1回) 議事要旨

日時：令和4年5月31日(火) 10:00~11:30

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長(本検討会にて就任)
舘田 満良	青森県健康福祉部こどもみらい課 課長代理 (○)
門間 純	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課 主査 (○)
河野 訓明	尼崎市子ども青少年局子ども福祉課 課長 (○)
森 雅美	加古川市家庭支援課 副課長 (○)
山下 慎一	金沢市子ども未来局子育て支援課 課長 (○)
近藤 誠	日本電気株式会社 (○)
柿沼 祐司	富士通 Japan 株式会社 (○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス (○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ (○)

(オブザーバー)

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○)
伊藤 豪一	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
前田 みゆき	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

齋藤 晴美	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長
山本 大作	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐
村野 拓也	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室扶養手当係長

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① ご出席状況の確認
 - ② 事務局提出資料について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（有識者検討会等の運営について）

- 令和4年度の有識者検討会の座長について
 - 異議がないため、自治体と事業者の間で中立的な視点から議論を推進することを目的に、令和3年度に引き続き生田氏を座長として決定する。
- 本検討会の開催背景について
 - 令和3年度は有識者（地方自治体、ベンダー等）が参画する検討会等を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容等に関して議論を進め、標準仕様書（案）を作成した。
 - 引き続き、令和4年度においても有識者検討会等を開催し、地方自治体における児童扶養手当に係るシステム及び業務プロセスの標準化に関する議論を深め、これらの結果等を踏まえ、標準仕様書（1.0版）を決定すること及びその後の更なる精度向上のための調査研究を行うことを予定している。
- スケジュール
 - 児童扶養手当業務は、令和3年度までに標準仕様書（案）の作成を完了し、令和4年8月末までに意見照会の結果等を踏まえた標準仕様書（1.0版）を決定することを予定している。
- 検討会等の体制
 - 児童扶養手当システム標準化検討会（有識者検討会）を親会とし、配下に自治体分科会及びベンダー分科会を設け、検討を進める予定である。検討会の構成員として、有識者及びシステム事業者（ベンダー）代表については令和3年度と変更はないが、自治体代表については令和3年度から3団体の変更があり、新たにさいたま市、金沢市、尼崎市に参加いただいた。
- 検討体制における役割分担
 - 検討会は合意形成の場、自治体分科会・ベンダー分科会は協議・検討の場として役割分担を行うことを想定している。
- 令和4年度の進め方
 - 標準仕様書（1.0版）の発出に向けた8月までの進め方
 - ◇ 本日、第1回検討会にて令和4年度の進め方等を確認・整理した後、明日6月1日から7月8日まで、標準仕様書（案）に対して全国意見照会を実施予定である。意見照会後は事務局にて結果を整理・集約し、それをもとに8月に開催予定の第2回検討会にて標準仕様書（1.0版）決定に向けた議論を実施予定である。その後、議論した内容を標準仕様書（案）に取り込んだ上で、8月末までに標準仕様書（1.0

版)を発出する予定である。なお、並行して、標準仕様書の改版に向けた意見照会結果等の整理・検討も進めることを想定している。

→ 標準仕様書(改版)の発出に向けた9月以降の進め方

◇ 9月に第3回検討会を開催し、標準仕様書(改版)発出に向けた進め方等を確認した後、10月から12月にかけて自治体分科会及びベンダー分科会をそれぞれ2回程度開催し、標準仕様書(改版)案の検討・作成を実施予定である。1月から2月にかけて、標準仕様書(改版)案に対して全国意見照会を実施した後、3月開催予定の第4回検討会を経て、3月末までに標準仕様書(改版)を発出予定である。

(令和3年度検討経緯の振り返り)

○ 令和3年度における検討経緯(概要)

→ 令和3年度は、10月に実施した有識者検討会(第1回)にて提示した標準仕様書(案)をたたき台として、11月から2月にかけて自治体分科会及びベンダー分科会にて議論を行い、3月に実施した第2回の有識者検討会にて、標準仕様書(案)を確定した。

○ 令和3年度における検討経緯(個別論点)

→ (個別論点1)窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として記載することについては、法令等様式がないため、オプション帳票として定義した。

→ (個別論点2)住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理する必要性については、児童扶養手当用世帯情報を管理する機能を追加した。

→ (個別論点3)各種一覧表等の実装方法について、どのように機能要件に記載するべきかについては、先行する障害者福祉・介護保険の記載に倣い、「指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)」とした。

→ (個別論点4)補正命令に係る文書を帳票要件として定義するべきかについては、本検討会構成員の自治体の多くで、補正命令に準ずる書類を利用しており、法令等様式には定めがないため、オプション帳票として定義した。

→ (個別論点5)住民記録情報の異動について児童扶養手当システムに取り込んだ上で履歴管理するべきかどうかについては、履歴管理を行う手段としては、住民記録の情報取り込みを行った上でデータ保持をするほか、住民記録上で管理している情報を参照することでの対応も可能であり、複数の手段が取り得るため、データの取り込み有無については、標準仕様として規定しないこととした。

→ (個別論点6)「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義するかについては、先行する障害者福祉・介護保険の記載に倣い、機能要件は「文書番号を伴う通知書出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること」と定義し、帳票詳細要件では「文書番号」のみ定義し、「文書記号」「通番」については定義しないこととした。

→ (個別論点7)各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、備考欄に必要な応じて記載する運用で問題ないかについては、申立書や調書に記載の項目を全て管理項目としてシステム入力とするとなると、システム開発コスト、自治体負荷が高まるため、事務処理上必要な項目のみをベンダー構成員に確認し、機能要件へ追加した。

→ (個別論点8)新規認定請求について、受給資格者の負担軽減を図るため、施行規則第三条の五に定めのある

る「所得状況届」をシステムから出力する帳票として定義することについては、自治体規模に応じて必要性が異なることが想定されるため、当帳票はオプション帳票として定義した。

- (個別論点 9) 市外転入/転出について、デジタルファーストの原則に則り、「受給資格者台帳の写し」を自治体間で、紙文書でやり取りするという「事務取扱準則」の規定を見直すことができるかについては、各種法令等の見直しに係る意見については、次年度以降への申し送り事項とし、令和 3 年度は現行の規定の範囲内での検討を実施した。
- (個別論点 10) 額改定手続きに際し、現状業務レベルとして一つにまとめている、児童増員・減員に係る額改定の処理を分けて記載するかどうかについては、額改定を、児童増員の際の「額改定請求(増員)」・児童減員の際の「額改定届(減員)」の 2 つの事務に分け、それぞれで業務フロー・機能要件を作成した。
- (個別論点 11) 手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付することを業務フローに明記すべきかどうかについては、一部自治体では手当支払後に支払通知書を送付していない旨のご意見を頂いたが、業務フローの位置付けは、標準準拠システムを用いた業務を行うための参考業務フローとして示すものであり、本業務フローに各自治体が完全に則る必要はないことから、支払通知書送付の業務フローを残すこととした。
- (個別論点 12) 市外転出した受給資格者に対して、転出元自治体で「支払差止」した後、「支払差止解除処理」を行うべきかどうかについては、転出時の支払差止処理の有無に限らず、転出元自治体が転出した月の手当を翌月支払い、翌々月以降の手当が支払われないようになっていけば問題ないことから、必ずしも差止処理を必要としないよう、「転出先自治体から台帳送付依頼を受領するまでの間、対象受給資格者への手当支払を止める(対象受給資格者の手当額を 0 円にする等) ことができること」とした。
- (個別論点 13) 現況届内の項目は、どこまでをシステムから印字すべきか、また、現況届の印字有無の切り替え機能を設ける場合、その切り替えの実施主体を誰とすべきかについては、記載箇所が非常に多く、住民の記入や職員による確認が大きな負担となっているため、前提として、自治体が保有する情報は可能な限り印字した現況届を受給者へ送付することとした。一方で、一部の項目については、自治体によって、印字しないほうが望ましいものが存在するため、印字する・しないを切り替える機能を設けることとした。印字する・しないの切り替えについて、本標準仕様においては、その実施主体を定めることはせず、誰であっても切り替えが可能な機能となるよう、「現況届における印字項目は、カスタマイズすることなく、その印字可否を自由に設定できること」とした。
- (個別論点 14) 返還請求及び債権管理の機能を実装必須とするかどうかについては、各種業務システムと連携する財務等決済システムが自治体により異なるため、債権の消込処理等、債権に関する記載については、児童扶養手当システム標準仕様書としては対象外とした。

○ 令和 3 年度第 2 回有識者検討会の持ち帰り事項

- (持ち帰り事項 1) 「申し送り事項一覧の中で優先度の高低を設定し、また、対応方針や対応時期についても検討し、標準仕様書(1.0 版)を発出するタイミングにて検討結果についても提示する」との持ち帰り事項については、申し送り事項の取り扱い方針を後述する。
- (持ち帰り事項 2) 「業務フローは、業務運用イメージの共通理解を促すものとしての位置づけであり、福祉事務所未設置町村や都道府県における業務は対象外としていることについて、現時点(令和 3 年度第 2 回有識者検討会時)では方針が定まっていないが、今後厚生労働省と協議して業務フローの位置づけに関する方針を検討する」との持ち帰り事項については、標準仕様書(1.0 版)においては、まずは中核市規模を想定した標準仕様書

を想定していることから、標準仕様書改版以降において、継続して検討する。

- (持ち帰り事項 3) 「自治体独自施策を考慮した他事業システムとの関係を踏まえた意見が出にくいいため、自治体の事情を考慮した事業横断的な議論ができるように工夫してほしい」との持ち帰り事項については、事業横断的な観点からのご意見についても、「その他」の項目として全国意見照会における照会事項とする。また、事業横断的な内容のうち、児童扶養手当システムに具備すべき内容が発生した場合については、検討会上程し、標準仕様書に反映することの可否を検討する。
- (持ち帰り事項 4) 「統計・報告で用いる帳票の集計仕様については、現時点では国から仕様が提示されていない。システム上での集計機能を可能にするため、国としての集計仕様を作成すべき点について、申し送り事項にて明記する」との持ち帰り事項については、申し送り事項「⑪統計・報告における具体的な集計方法の定義」の一環として、引き続き、集計仕様の現状の把握に努めるとともに、当該仕様の標準仕様書への反映の可否を検討する。

(申し送り事項の取り扱い)

○ 申し送り事項一覧

- 情報システムの標準仕様書作成に共通する部分に関して、「①データ要件・連携要件との整合」が挙げられている。
- 業務フローに関して、「②自治体の事務の実態に合わせた省令改正」、「③デジタルファーストの観点から、統計・(福祉行政) 報告に係る提出等はデータを想定し、現行制度を見直す」が挙げられている。
- 機能要件に関して、「④自治体間で情報共有を行う業務は、デジタルファーストの観点から、データ連携等を想定し、現行制度を見直す」、「⑤「児童扶養手当証書」の発行・交付は、デジタルファーストの観点から、マイナンバー連携等を想定し、制度見直し」、「⑥都道府県の団体内統合宛名システムとの連携要件は、仕様が定められ次第、標準仕様書に明記する」、「⑦調書・申立書の記載項目について、オンライン化がなされた場合は、標準仕様もそれに合わせて変更が必要」、「⑧複数の業務システム間のシングル・サイン・オンの実現」、「⑨所得状況届が未提出の場合の権利保全措置についても、現況届未提出の場合と同様に規定」が挙げられている。
- 帳票要件に関して、「⑩支払通知書及び支払解除通知書の様式を規定」、「⑪統計・報告における具体的な集計方法の定義」が挙げられている。

○ 申し送り事項の取り扱い方針 (事務局案)

- 令和 3 年度からの申し送り事項に基づき論点を設定し、その論点に対して、緊急度と難易度の観点から、8 月までに取り組む範囲、9 月以降に取り組む範囲、または令和 5 年度以降に取り組む範囲に分けて討議タイミングを整理した。
 - ◇ 8 月までに取り組む範囲
 - 標準仕様書 (1.0 版) 確定に向けた他領域との仕様調整に当たると考えられる、「①データ要件・連携要件との整合」。
 - ◇ 9 月以降に取り組む範囲
 - 改版確定に向けた他領域との仕様調整に当たると考えられる、「⑥都道府県の団体内統合宛名システムとの連携要件は、仕様が定められ次第、標準仕様書に明記する」及び「⑧複数の業務システム間のシングル・サイン・オンの実現」。

- 標準仕様書にて定義すべき要件の追加、最適化に当たると考えられる、「⑪統計・報告における具体的な集計方法の定義」。

◇ 令和5年度以降に取り組む範囲

- 法令や制度改正を伴う自治体事務の見直し・最適化への対応に当たると考えられる、「②自治体の事務の実態に合わせた省令改正」、「③デジタルファーストの観点から、統計・（福祉行政）報告に係る提出等はデータを想定し、現行制度を見直す」、「④自治体間で情報共有を行う業務は、デジタルファーストの観点から、データ連携等を想定し、現行制度を見直す」、「⑤「児童扶養手当証書」の発行・交付は、デジタルファーストの観点から、マイナンバー連携等を想定し、制度見直し」、「⑦調書・申立書の記載項目について、オンライン化がなされた場合は、標準仕様もそれに合わせて変更が必要」、「⑨所得状況届が未提出の場合の権利保全措置についても、現況届未提出の場合と同様に規定」及び「⑩支払通知書及び支払解除通知書の様式を規定」。

（意見照会の進め方）

○ 全国意見照会の流れ

→ 意見照会に関する資料を厚生労働省から事務連絡として発出いただいた後、事務局にて意見の取りまとめを実施する。その際に、意見の取り込み可否を、「採用」、「不採用」、「協議」に分類し、それぞれ回答方針を検討する。また、修正が発生する場合は標準仕様書の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載することを想定している。

○ 全国意見照会における資料構成

→ 意見照会における意見対象の資料は、標準仕様書（本紙）、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトとしている。なお、業務フローについては、業務運用をイメージできるものとして定義しているため、参考扱いとしている。

○ 受領した意見の取り扱い

→ 意見照会で頂いたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点として整理した事項は第2回検討会で議論する予定である。

（今後のスケジュール）

○ 6月1日から7月8日まで意見照会を実施後、事務局での意見の取りまとめを経て、8月前半に第2回検討会を開催予定である。第2回検討会後は、検討内容を踏まえて標準仕様書を最終化し、8月末に標準仕様書（1.0版）を決定する予定である。

○ なお、意見照会で頂いた意見によっては、第2回検討会後までに自治体分科会またはベンダー分科会を開催し、皆様にご協議いただく場合もあるが、現時点では、自治体分科会またはベンダー分科会は行わない予定である。

（質疑応答）

○ 協議・検討の場として自治体分科会及びベンダー分科会を設けられているが、主な協議・検討対象としてデータ要件や連携要件が含まれておらず、それらはどのタイミングで協議・検討することを想定されているか。

→ データ要件及び連携要件については、デジタル庁において業務横断的に検討が進められている。児童扶養手当業

務としては、標準仕様書（案）をデジタル庁に提出済みであり、それに対して、デジタル庁よりデータ要件及び連携要件の観点からレビューバックがあり次第、標準仕様書（1.0版）に取り込むべき内容なのか、もしくは標準仕様書（改版）に取り込むべき内容なのかを精査した上で、適宜協議・検討していくことを想定している。

- データ要件及び連携要件については、デジタル庁が中心となり、関係省庁のご協力を頂きながら、詳細化を進めている最中である。今後のスケジュールであるが、6月中にはデータ要件及び連携要件に関する全国意見照会を发出し、その結果を踏まえて、今年度の夏までにデータ要件及び連携要件に係る標準仕様書（1.0版）を作成予定である。なお、標準仕様書の総論部分については、先般、4月19日に、標準仕様書（0.8版）として全国の自治体に意見照会等を実施済みである。引き続き、皆様のご協力を頂きながら推進していきたいと思っている。
- 令和4年度のスケジュールにおいて、8月までを「本検討会の範囲」と明確に区切られているが、本検討会は3月の第4回検討会まで継続して実施される認識である。現在の構成員のまま第4回検討会まで実施すると考えて良いか。
 - 「本検討会の範囲」と示した部分は、現在の構成員で検討を実施する期間である。検討会については3月まで継続して実施予定であるが、自治体の構成員については、改めてのご相談となるが、幅広く意見を収集する観点から入れ替えを実施する可能性がある。
- RPA やタブレット等を活用した各種入力業務のデジタル化に関して令和3年度に検討は実施されているのか。もし、検討が実施されていないのであれば、このような取り組みはペーパーレス化やデジタル化等には不可欠だと考えているため、検討課題としてご検討いただきたい。
 - RPA 等を活用して業務の効率化を検討または実現されている自治体が多数あることは令和3年度以前の調査研究にて把握しており、そのことを想定した業務フローや機能要件、帳票要件等に関する協議・検討を経て、現在の標準仕様書（案）を作成しているため、一定程度、RPA 等を活用した入力業務のデジタル化に関する内容が標準仕様書（案）に反映されていると考えている。ただし、網羅的に全ての内容が反映されているわけではないので、改善できると考える部分があれば、忌憚なき意見を頂き、より良いものを作り上げていきたいと思っている。
- マイナポータルとの連携について、検討はされているのか。
 - マイナポータルのぴったりサービスとの連携については、デジタル庁においてすべての標準化業務を横並びで調整・検討している最中である。近日中に、調整内容についてご報告することを予定しており、児童扶養手当業務においても、その内容を標準仕様書（案）に反映していただきたいと思っている。
 - ぴったりサービスとの連携の他にも、標準化業務全般で共通する部分についてはデジタル庁が横串を通して検討されている認識だが、それらについても近日中にご報告があると考えてよろしいか。
 - ぴったりサービスとの連携を含め、20個程度のテーマについてデジタル庁で横串を通して検討しており、6月以降順次調整させていただくことを考えている。
 - ※ [会議後追記] 本検討会において配布した標準仕様書案において、マイナポータルのぴったりサービスとの連携については機能要件に記載する予定であることを事務局にて確認。
- 債権管理については、児童扶養手当システム標準仕様書としては対象外とされているが、ベンダーごとに独自に債権管理の仕組みが構築されると考えて良いか。
 - 債権管理機能については、自治体によって、児童扶養手当システム内で構築しているケースと、全庁的に1つの債権管理システムに統合しているケースに分かれるため、あえて標準仕様書（案）に盛り込んでいない経緯がある。
- 児童扶養手当支給世帯の同住所者検索等の機能について検討はされているか。具体的に申し上げますと、児童扶養手

当を受給しているひとり親家庭に、生計を同じくしている男性もしくは女性等（事実上の配偶者）が同居していないかをチェックすることを想定している。

→ 事務局にて持ち帰り確認とさせていただく。

※ [会議後追記] 機能要件 No.299 において、オプション機能として「住記異動者、同居別居不整合者に関する情報を一覧で確認できること」との要件を設けていることを確認。

- 債権管理については、児童扶養手当システム標準仕様書としては対象外とされているが、住民記録システムや地方税システム等のその他業務の標準仕様書に統合して記載されるのか、もしくは、各業務システムの標準化対象外機能として扱うのか、検討の方向性について教えていただきたい。

→ 現時点では、業務横断的に債権管理機能を検討することは想定しておらず、共通機能の標準化の対象外である。債権管理機能を構築するとなると、それぞれの業務、またはベンダーにおいて独自にご検討・採用いただくことになる。

- ベンダーに対する意見照会はどのように実施する予定か。

→ 構成員に含まれるベンダーに対しては、地方自治体への意見照会発出後、事務局からご依頼する予定である。構成員に含まれていないベンダーに対しては、地方自治体経由でご意見を収集することを想定している。

→ 構成員に含まれていないベンダーに対しては地方自治体経由でご意見を収集することのだが、意見照会にて配布する資料にその旨明記されているのか。明記されていない場合、議事録に記録する等の対応をしていただきたい。

※ [会議後追記] 事務連絡において、構成員に含まれていないベンダーに対しては地方自治体経由でご意見を収集する旨を記載済。

以上